

神夕協発第 83 号
令和 5 年 7 月 21 日

神奈川県最低賃金審議会
会長 赤羽 淳 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会
会長 伊藤 宏



神奈川県最低賃金額改定に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、神奈川県内のハイヤー・タクシー事業者 173 社で構成する一般社団法人ですが、令和 5 年 7 月 4 日付け神奈川県労働局一般公示第 19 号でお示しのあった、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見を下記のとおり提出しますので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

謹白

記

昨年度の中央最低賃金審議会において、コロナ禍で先行き不透明な状況が続く中でも拘わらず、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げとなりました。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原材料の高騰に加え、急速に進む円安によって、業績悪化に苦しむ中小企業・小規模事業者は少なくありません。この間、タクシー事業におきましても、エネルギー価格の高騰、社会保険の適用拡大等、雇用に伴う負担はさらに大きくなり、経営コストが急激に上昇する中、輸送需要は徐々に回復しつつも、まだまだ厳しい経営状況が続いており、賃上げの原資を確保できる環境に至っておりません。

これ以上最低賃金が大幅に引き上げられれば、事業継続が困難な状況に追い込まれ、廃業をも考えざるを得ないと不安を感じております。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、労働者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、あくまでも賃金の引き上げは生産性の向上によるものでなければならず、経営コストが急激に上昇する中で事業者の経営実態を超える最低賃金の大幅な引き上げは到底受け入れられるものではありません。

つきましては、貴会におかれましては、タクシー事業の実情に御理解を賜りますとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第 9 条第 2 項の趣旨になお御斟酌を賜り、慎重の上にも慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

